

令和3年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面の郵送による開催としました。

1. 議題	
議題(1) 介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について	
介護保険課 説明	<p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施していますが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされています。</p> <p>委託にあたりましては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めています。</p> <p>資料12ページにある18か所の居宅介護支援事業所は、令和3年12月にDVD配布形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定めます介護支援専門員の人員基準を満たしていますので、承認を求めるものでございます。</p>
滝澤委員	<p>18か所は「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属し、かつ支援事業所として厚生労働省令で専門員の人員基準を満たした事業所であるということですが、現在の圏域地区ごとの認可事業所がどれだけあり、対象人員に対して不足分がどうなのか判らない中で申し上げるのは失礼かと思えます。ただ、今回の18か所の認定事業所は圏域毎に認可数のばらつきがあるように思えます。運営協議会要旨説明資料(11ページ 区連絡会説明 16行目)および運営協議会資料(37ページ 2行目から3行目)の中で中央区の連絡会で報告されているように、居宅介護支援事業者がなかなか見つからない等の指摘があるように、支援事業者が不足している圏域地域に対して、認可基準を満たし、委託居宅介護支援事業者として認可するような指導はされているのでしょうか。(ちなみに、中央区は今回1か所です。多いところでは、南区で5か所です。)全体的に居宅事業者は不足していると思いますが、行政側からの認可取得への働きかけはいかがでしょうか。</p>
介護保険課	<p>要支援者の増加に伴い、地域包括支援センターの負担が増えていることは承知しております。</p>

	<p>市内の居宅介護支援事業所の介護予防支援従事者研修の受講状況ですが、ほぼ全ての事業所が研修を受講済みです。未受講の事業所に対しては毎回受講を促しています。今回、結果として研修を受講した事業所所在地のばらつきが生じましたが、昨年度(令和2年度)の12事業所より多い18事業所に研修を受講していただきました。</p> <p>引き続き、委託しやすい環境づくりを進めていきます。</p>
全委員	(異議は認められないため、承認。)
議題(2) 令和3年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
西区高齢介護課 説明	<p>令和3年度第2回西区地域包括支援センター連絡会につきましては、11月26日(金)13時から西区役所大会議室にて開催いたしました。</p> <p>令和3年度上半期地域包括支援センターの事業実績については、地域支援会議や介護者サロンに関しては、コロナ禍の影響で書面開催や開催しない状態が続いているとの報告がありました。総合相談業務は前年度を大きく上回り増加傾向で、医療機関との連携も増加傾向です。コロナの関係で家族が入院中の本人と会えないことがあり、直接病院とのやり取りが増加の要因となっています。個別訪問支援として8050問題で離職して親の介護をしている方が精神的に追い詰められないように、話をじっくり聴いたり、介護のアドバイスをしたりして支援をしております。</p> <p>委員からの主な意見として、介護者サロンは、認知症の方は楽しみにしていらっしゃるのだから開催方法を工夫して、1回でも2回でも開催してほしいというものがありません。</p> <p>地域支え合い推進員の活動報告について、今年度の前期も新型コロナウイルス流行のため、多くの地域活動が休止になりました。地域支援会議やオレンジカフェなども中止あるいは書面開催となっておりますが、緊急事態宣言が解除されてからは、諸団体の活動がやや活発になってきました。</p> <p>委員からの質問では、民生委員の活動の中で、高齢者の親世代と同居している、40代50代のひきこもりについて介入が難しいと感じているのだが、そのような世帯と遭遇した際、どうするかという質問に対し、世帯全体で見なければならぬ為、どこに繋がたらいいのかを行政と一緒に考える。ただ、本人がその気にならなければ動きだせないで、そこは難しいところ。何かきっかけがあった時に関わると良いのではないかと。何も無い時に介入すると拒否が強まったりする場合があるというアドバイスがありました。</p> <p>介護予防業務の公正・中立の評価について、三恵苑に関して、介護予防訪問介護については、サービス提供事業所が94件のうちで、最も多い</p>

	<p>事業所が18件で、全体の19%となっているので、こちらは課題なし。介護予防通所介護については、サービス提供事業所が198件のうちで、最も多い事業所が42件で、全体の21%となっているため、課題なし。</p> <p>くるみに関して、介護予防訪問介護については、サービス提供事業所が88件のうちで、最も多い事業所が39件で、全体の44%となっておりますので、こちらは課題なし。介護予防通所介護については、サービス提供事業所が188件のうちで、最も多い事業所が68件で、全体の36%となっているため、課題なし。</p> <p>その他、委員からのお話として、自治会に様々な相談が増えていますが、地域包括支援センターに相談し、解決した事例がありましたことが報告されました。</p>
<p>北区高齢介護 課 説明</p>	<p>令和3年度第2回北区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月22日（月）に開催いたしました。</p> <p>北区連絡会の主な報告は3点になります。</p> <p>1点目は、22ページの「2 令和3年度上半期事業報告について」になります。</p> <p>各地域包括支援センターから、上半期の取組状況について報告があり、委員からは、コロナ禍におけるオンラインの利用についてどのように考えているかとの質問が有り、専門職同士の研修会等では有効であるものの、高齢者にとっては対面が好評であるということを含めて、高齢者の場合はオンラインは難しいのではないかと、との意見が有りました。今後、どのように、高齢者に対してICTを普及していくかだけでなく、様々な可能性、課題を、さいたま市としてクリアしていただきたい、という意見が有りました。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける困難事例については、認知症初期集中支援チームを積極的に利用し、解決の一助としていただきたい、と助言をいただきました。</p> <p>2点目は、23ページの「4 一般介護予防事業の実施状況について」の中で、高齢者には、コロナが怖くて引きこもってしまった方がいるのではないかとと思われるので、積極的に、高齢者が外に出る機会を作っていただきたい。コロナが明けて、全身のフレイルと共にオーラルフレイルで、口の中の機能が衰えていることも考えられ、活動を再開していく良いタイミングと考える、という意見をいただきました。</p> <p>3点目は、24ページの「5 地域支え合い推進員の活動報告について」になります。</p> <p>各地域包括支援センターの地域支え合い推進員から、上半期の活動状</p>

	<p>況として、コロナウイルス感染拡大により地域活動が止まっていた中で、地域との繋がりを維持するための、それぞれの取組が報告されました。</p> <p>委員からは、認知症の方の現状が気になるが、認知症サポーター養成講座など、認知症の早期発見、早期予防の啓発を続けていくことが必要、との意見や、新型コロナウイルス感染症によって、高齢者を取り巻く状況が大きく変わった1年半だったが、一度切れてしまった関係性を、どう再構築していくかということが、これから大きな課題となる、などのご意見をいただきました。</p>
<p>大宮区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回大宮区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月25日（木）に開催いたしました。</p> <p>大宮区連絡会の主な報告は3点になります。</p> <p>1点目は、27ページの「令和3年度各地域包括支援センターの上半期事業報告について」ですが、東西両圏域が地域支援個別会議の内容を地域支援会議に報告し、地域支援会議の参加者に「あったらいいな」と思われる社会資源やしくみについて意見聴取しました。地域支援会議からは「公民館等への同行の援助」、「同居の家族など若い世代に向けた支援」、「安心して行ける身近な場所」があるとよい等の意見があったとの報告がありました。</p> <p>また、「地域活動」においては、令和3年度上半期も新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりましたが、手紙やチラシの配布でつながりを保つよう努め、また、少しでも地域の中で活動する機会や相談できる場所が必要と考え、活動拠点を増やして少人数での参加を中心に実施したとの報告がありました。今後も地域とのつながりや地域の中での活動の機会について検討し、活動の周知、関係各所との連携を図っていくとの報告がありました。</p> <p>2点目は、28ページの「令和3年度各地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の上半期活動報告について」になります。</p> <p>東部圏域からは、小中学校への訪問により情報交換ができ、この訪問を通して複数の中学校で、地域包括支援センターの仕事を周知する講演を実施することになったことや高齢者買い物支援活動等についての報告がありました。</p> <p>また、西部圏域からは、集いの場拡充に対する支援として、各自治会やシニアクラブと話し合いを行い、地域包括支援センターにつなぐことによってサービス創出に努めたことや、人とのつながりを保つための工夫として、川柳を活用した地域支援を行ったこと等について報告がありました。</p>

	<p>最後に、3点目となる29ページの「その他」ですが、「令和3年度各地域包括支援センターの上半期事業報告」の中での地域支援会議からの報告を踏まえて、委員の方からは、新型コロナウイルス感染症による自粛生活が影響し、筋力低下から足のしびれや息切れなどの訴えが聞かれ、誰でも行ける集いの場、気軽に行ける場が大切であり、その集いの場へ行く支援も必要、という意見がありました。また、若い世代に対しての支援が少ないことが課題であるため、今後、集い・交流の場について検討して欲しいとの意見もありました。</p> <p>なお、ヤングケアラーからの相談についても質問があり、東西両圏域からは現時点で相談がないが、今後も多方面で活動の周知を行っていくとの回答がありました。</p>
見沼区高齢介護課 説明	<p>令和3年度第2回見沼区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年12月2日（木）に開催いたしました。</p> <p>見沼区地域包括支援センターの運営状況について（上半期）、(1)オンラインの活用について、介護者サロン・ケアマネジャー勉強会・地域支援会議等の会議をオンラインで開催した他、オンライン体操の実施・包括の広報誌のWEB掲載・民間企業と協働してのスマートフォン教室・協議体メンバー間のやり取りにおけるLINE活用等、各圏域において工夫をして取り組んでおりました。体操やLINE等は高齢者でも慣れれば扱えたとの報告が多い一方で、地域支援会議では馴染まなかった、オンライン介護者サロンの参加者が少なく、まだ1度しか開催できていないとの声もありました。</p> <p>(2)集合形式での事業の実施について、オンラインと並行し、感染予防対策を徹底しながら、集合形式での各種事業も徐々に再開しております。地域の小学校や民間企業での認知症サポーター養成講座の開催、出前講座や出張相談会の実施、自主グループへの活動再開支援などの活動報告がありました。その中で、若い方の参加が少なく、事業周知がなかなか進まないといった、特に有職者層への広報活動の難しさが、地域課題として挙がっておりました。</p> <p>(3)相談業務について、全体として増加傾向となっており、経済的問題や老々介護等の問題が複合化していき、1件の相談に対する支援回数が多くなり、期間も長期化しているとのことでした。</p> <p>(2)に関しては、各包括では自治会の回覧や掲示板を活用する、店舗や医療機関等目につきやすいところに広報誌を貼る、民児協に毎回参加するといった工夫を行っており、委員から、そういった地道な努力が大事であり、区連絡会の各委員も協力することが望ましいとの意見がありま</p>

	<p>した。</p> <p>介護予防支援業務の公正・中立について、見沼区内各圏域地域包括支援センターが作成するケアプランについて、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いことが確認できた旨、報告いたしました。</p> <p>地域支援会議・協議体からの報告について、コロナ禍にあっても、事業中止ではなく何らかの形で実施していくということで、各包括とも地域住民の声を拾い、地域支援会議や協議体で話し合いを重ね、地域の協力を得て事業実施に繋げておりました。例えば、北部圏域では地区社協規模の小さなボランティア団体の立ち上げに併せ、『小さなことからできるボランティア』についての講話を聴く機会が設けられました。東部圏域では、地域支援会議の委員の紹介で、小学校での認知症サポーター養成講座の実施校を増やしました。南部圏域では、地域支援会議の委員である自治会長を通じて自治会館借用の許可を受け、いきいき百歳体操の出前講座や、その後の自主グループ作りを行いました。</p> <p>委員からは、いかに人との交流の場を確保していくかが大事との意見があり、委員長からは、区連絡会の委員はそれぞれ地域支援会議等の委員も兼ねていることが多いことから、各委員が日々の観察で得られた知見を、会議でぜひ報告していただきたいとお話をいただきました。</p> <p>地域支え合い推進員の活動報告について、コロナ禍での活動自粛の雰囲気なが長引く中でも、既存の自主グループの活動再開支援を行っている他、今まで自主グループがなかった地区の自治会に働きかけ、新規グループの立ち上げ支援を行っており、複数のグループが活動を開始あるいは今後活動予定との報告を受けました。こうした自治会等関係機関と協働した取り組みについて、委員から評価を受けました。</p> <p>報告は以上となります。</p>
<p>中央区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度地域包括支援センター上半期運営状況報告について、緊急事態宣言が明けた時期から相談件数が増えはじめています。中でも、自宅での自粛により外出機会が減ったことで、体力低下や認知症状が進み、介護サービスの利用を希望される方が増加しています。また、要支援者の介護予防ケアプランの作成依頼が増えているものの委託先となる居宅介護支援事業所が中々見つからず、その対応に苦慮しています。</p> <p>区連絡会委員からは、「ケアプランの作成を担うケアマネジャーの減少は、介護サービスの利用に直結する問題でもあるので、解決に向けて課題の洗い出しが必要ではないか。有資格者が地域に埋もれているので、そうした人材の掘りおこしが必要ではないか。」などの意見をいただきました。</p>

	<p>個別事例から見える地域課題について、中央区の地域特性として、高層マンションや団地などの集合住宅が立ち並ぶエリアが増えています。このような住宅事情からか、個別の実態把握が難しく、事態が複雑化し、悪化してから関わるケースが増えています。例えば、支援が必要な高齢者宅を訪問しても、引きこもりがちな40代、50代の子どもからの訪問拒否や電話の取り次ぎ拒否があり、支援の手が届かないケースがあります。行政や受診先の医療機関、保健所など関係機関から支援に繋がる情報を入手してからの対応となるため、問題解決には多くの時間を要するケースが増えています。</p> <p>令和3年度上半期地域支え合い推進員活動状況について、サロンや茶話会などの活動については、自粛を継続しているグループが多く見られます。運動系の自主グループの多くは活動の再開が進んでいます。しかし、民間企業の空きスペースをいきいき百歳体操の活動場所とする自主グループは、コロナ禍の利用制限のあおりを受け、活動できず再開の目途が立たないグループもあります。活動を中断している自主グループからの支援要請に応じるため、区高齢介護課と地域支え合い推進員が連携して、与野本町小学校へ働きかけ、身近な地域での通い場として、新たな活動場所を確保することができました。このように、コロナ禍では、民間企業を活用しての地域活動は難しいように感じています。</p> <p>コロナ禍では、対面による広報活動に限界があるため、非接触型のTwitterなどSNSの利用を促進したり、また、いつでも・どこでも・だれでも、地域資源の最新情報を入手することができる「与野支え合いマップ（地域情報アプリ）」を地域に広めていくため、利用案内のチラシを民生委員や地域を代表する方へ配布するなど、多くの住民の目に留まるように広報活動を展開しているとの報告がありました。</p>
<p>桜区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回桜区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年12月9日（木）に開催いたしました。</p> <p>桜区連絡会の主な報告は2点になります。</p> <p>1点目は、41ページの「2 令和3年度上半期 一般介護予防事業の実施状況」について、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった教室が多かった旨を報告しました。健口教室は実施できませんでしたが、ますます元気教室は7月から、すこやか運動教室は6月下旬から再開しました。ただし、コロナ禍前はどちらの教室も2桁だった参加者が1桁へと減少しました。</p> <p>2点目は、42ページの「4 地域包括支援センターにおける活動報告」について、北部圏域からは、高齢化に伴い相談件数が増加傾向にあ</p>

	<p>る、独居高齢者増加に伴い家事援助の需要が多くなっているがヘルパー不足により事業所を探すのが困難な状況、介護施設を利用した自主グループやサロンは新型コロナウイルスの影響で再開の目処が立たない状況、という報告がありました。</p> <p>南部圏域からは、集合住宅で孤独死の報告が複数あり、安否確認がとれない高齢者がいるという相談が増加、緊急事態宣言中は相談件数が減ったが解除後の現在は増えている状況、という報告がありました。</p> <p>桜区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>浦和区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回浦和区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年12月7日（火）に開催いたしました。</p> <p>浦和区連絡会の主な報告は2点になります。</p> <p>1点目は、45ページの「2 令和3年度上半期地域包括支援センター活動報告について」ですが、月次報告書の概要、介護者サロン、権利擁護事業実績及び年間重点取組目標の4点について報告を行いました。</p> <p>委員からは、「包括職員は地域の方との信頼、関係性ができているからこそ、小さな声の相談を拾えるのではないかと思った。」「緊急事態宣言が出た当初は外出自粛等の動きが強く、人とのつながりが希薄になる傾向があり、高齢者本人の認知機能が低下する他、介護者が追い詰められる例も見られ、何とかこの状態を打開できないものかと考えている。」などの意見をいただきました。</p> <p>2点目は、47ページの「3 令和3年度上半期地域支え合い推進員の活動報告について」ですが、各地域包括支援センターの地域支え合い推進員から高齢者生活支援体制整備事業計画書に沿って報告を行いました。</p> <p>委員からは、「地域包括支援センターの近隣の自治会長や自治会役員に対して活動内容を説明する機会を設けてもらえれば、地域包括支援センターと地域が一体になって活動ができるようになるのではないか。」という意見をいただきました。</p>
<p>南区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回南区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月25日（木）に開催いたしました。</p> <p>1 令和3年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会報告について、運営協議会会議録に沿って各議題の概要について報告いたしました。</p> <p>委員からは、報告事項（1）「令和3年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について」に関して、高齢者支援に際しては高齢者だけでなくその家族を含めた支援が必要であること、その中で制度に繋がらな</p>

いケースが出てきているため、地域包括支援センターに相談していくこと。その他、老人クラブの周知を積極的に行って欲しい要望がありました。

報告事項(2)「令和2年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について」に関して、高齢者虐待の対応、消費者被害に関する相談、成年後見が必要な方の発見といった事案に対する取り組みについて質問や要望が出されました。

2 令和3年度上半期事業報告について、各地域包括支援センターの上半期事業実績のうち、総合相談業務では、介護保険に関すること、継続相談の増加、コロナの影響で閉じこもりがちとなり認知症状が悪化した、歩行状態が悪くなり転倒し骨折した、という相談が多く見受けられたとの報告がありました。地域活動、介護者サロンでは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い再開したとの報告がありました。Zoomを活用した会議やオレンジカフェを実施した報告もありました。

3 介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、すべての包括において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護ともに判定基準となる50%以下と、サービスに偏りがなく、公正・中立性が保たれているとの評価をいただきました。

4 令和3年度上半期地域支援会議の報告について、新型コロナウイルスの影響で、集合形式、書面会議、オンライン会議のいずれかで実施しました。ケアマネジャーは、地域のことが分からない、一方で地域の方はケアマネジャーがどこにいて何をしているのか分からないという意見があり、ケアマネジャーと自治会、サロン活動主催者と顔合わせの会合を検討していくとの報告。8050問題対応や、障害を持つ人が世帯内にいる世帯全体の支援のために、高齢者分野と障害者・児童分野・生活保護との連携を図っていく必要があるとの意見があったとの報告がありました。地域の高齢者サロンに出前講座を実施した際、口頭で地域包括支援センターの周知を行っていますが、参加者から包括のDVDはないのかと質問がありました。さいたま市でDVD等の作成を検討いただきたいとの報告がありました。

委員からは、福祉まるごとセンターが、実際どの程度機能しているのか、相談実績がどうなっているのか少し心配なところ。出向くのもハードルが高いためアウトリーチも必要との意見がありました。ふじみ野市では「まるごと相談支援体制」というものが上手く構築されていたため、参考にいただければと思う。施設探しについて、厚生労働省のホームページも情報の更新頻度に問題はああるものの、以前に比べて改善され

	<p>て使い勝手が良くなったため、地域包括支援センターのスタッフも「情報の公表」で検索いただき、利用者に伝えてもらったらと思うとの意見がありました。</p> <p>5 高齢者生活支援体制整備事業について、新型コロナウイルスの影響で、いきいき百歳体操の自主サークルで活動していた高齢者施設が借りられなくなったため、代替えの場所と体操の検討をし、通える範囲内の公園で実施すること、理学療法士の協力を得て、歩行や転倒予防に必要な下肢筋力の維持向上に効果のある体操を作成したとの報告がありました。また、買い物に困っている人が多かった水深団地（外環道を越え、東京寄りにある団地）や松本地区に移動販売車を誘致しましたとの報告がありました。その他、包括職員が講師となり、LINE の使い方ステップアップ講座を開催し、誰かと繋がるきっかけになればと思っているとの報告がありました。</p> <p>委員から、水深団地はエレベーターがなく、「階段昇降が困難な方はどうしているのか。」との質問があり、現在は包括が手助けしているが、同時に団地の自治会で団地内配達サービスとして実施できないか提案をしているところと回答。</p> <p>6 JAGESについて、JAGESについて、全体及び南区の特色を簡単に説明しました。その調査結果を受け、行政・地域支え合い推進員・地域のリハビリ職と話し合い、行政で行う介護予防事業の多くは公民館や区役所で行っており、既存の会場から離れた市民や虚弱な方の参加が困難だという意見がありました。そのため、各包括の圏域毎に社会資源の創出が見込めそうな地区にフォーカスを当て、要支援者等の方々へアンケートを実施し、地域住民にとってどのような活動に興味があるかを情報収集し、社会資源の発掘の参考にしたいと考えました。アンケート結果については来年度の連絡会で報告いたします。</p>
<p>緑区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回緑区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月24日（水）に開催いたしました。</p> <p>区連絡会の主な報告は4点になります。</p> <p>1点目は、55ページの「1 緑区地域包括支援センター連絡会及び委員の改選について」です。改選後初めての会合であることを踏まえ、事務局より区連絡会の運営要領や地域ケア会議の構成などを説明しました。併せて、介護予防事業の実施状況、地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の他、緑区の高齢者人口と関連させて日常生活圏域の見直しの考え方が整理されることを報告しました。</p> <p>2点目は55ページの「2（2）①上半期運営状況、活動状況および事</p>

	<p>業実績について」です。地域包括支援センターより、コロナ禍で多くの活動が制限される中、関係機関との連携を図りながら事業を遂行し、地域活動も徐々に再開したことについて説明がありました。</p> <p>委員より、自治会、社会福祉協議会、民生委員、公民館からどのような協力体制を求めるかとの質問が出され、地域包括支援センターより、現状どおりの協力をお願いしたいが、今後は委員からも地域課題を挙げていただいて地域支援会議等で協議をしていきたいと考えている、また民間企業とも連携を図っていきたいとの回答がありました。また、拠点公民館の委員より、地区公民館と地域包括支援センターが活動方針や活動目標を共有していくことが必要との意見が出され、地域包括支援センターより、是非、お互いの業務の理解を深める機会を設けていきたいとの回答がありました。</p> <p>3点目は57ページの「2(2)②令和3年度第2回地域支援会議について」です。北部・南部とも「介護保険以外の生活支援」をテーマに協議しました。介護保険の認定申請が増加し要支援者が増加する中、軽度者が望むサービスはゴミ出しや買い物といった家事支援が多いのですが、介護保険だけでは対応しきれない現状があり、介護保険以外のサービスの不足が課題であるということが認識されました。今後は、アンケートなどで地域の困り事を把握し、社会資源に繋げることができればとの説明がありました。</p> <p>これについて委員から、今後ボランティアが増えなければ高齢化社会は乗り越えられないだろう、百歳体操の自主グループには元気な人も多いので、地域支え合い推進員が啓発をしていけば、ボランティアの輪が広がっていくのではないかと意見がありました。</p> <p>4点目は58ページの「2(3)地域支え合い推進員活動報告について」です。北部・南部の地域支え合い推進員より、コロナ禍で関係機関との関係づくりが思うように進まなかったことや通いの場の継続支援として、感染予防対策の注意喚起を改めて行ったことなどについて報告がありました。また、南部の地域支え合い推進員からは、高齢者が歩いて行ける「通いの場」の確保は難しいため、歩くのが難しい高齢者を送迎する方法を考えるなど発想を転換する必要がある、法人所有のマイクロバスを活用する方法などについて、自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人、地域の企業等と意見交換ができる場ができるとよい、という提案がありました。緑区連絡会の報告は以上となります。</p>
<p>岩槻区高齢介護課 説明</p>	<p>令和3年度第2回岩槻区地域包括支援センター連絡会につきましては、令和3年11月30日(火)に開催いたしました。</p>

岩槻区連絡会の主な報告は3点になります。

1点目は、61ページの「4 令和3年度上半期介護予防事業について」ですが、①ますます元気教室やいきいきサポーター養成講座は、昨年度に引き続き、定員数を少なくして、参加者同士が密にならないように配慮し開催。②健口教室は1クール目開催中止。③すこやか運動教室は、屋内での教室は中止。屋外の教室のみ開催。等、各介護予防教室の上半期の状況について報告を行いました。

その中で、委員より、「ますます元気教室において、参加者のリピーター率が高いが、それについてどのように考えているか。」との意見がありました。区としても、教室終了後の地域の通いの場の創設を目標としており、そのためには新規の参加者を増やしていきたいと考えておまして、日頃より、各包括の地域支え合い推進員と連携をし、新規参加者の掘り起こしの依頼や、サロン等での周知を図っております。引き続き、包括と連携をして、地域の高齢者へ介護予防教室の情報を発信していきたいと考えております。

2点目は、62ページの「5 令和3年度上半期介護者サロンの実施状況について」ですが、各包括とも新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、サロンの開催場所の確保に苦慮している状況。そのような中、Zoomを利用したサロン開催を行った場所があり、参加者は概ね満足されていたが、参加するまでのハードルが高く、他のサロンへのZoomの導入について、アプローチ方法等が課題となっています。

また、中部圏域で家族介護している方を対象に「岩槻多世代ケアラズ(介護者)スクール」を開催。エンディングノートの書き方等の講義とあわせてサロン会も開き参加者から好評でした。

3点目は、64ページの「8 その他：【テーマ】地域住民が主体的に活動の場を増やすためにはどのような支援方法があるか」ですが、地域住民に対して地域包括ケアシステムを理解したうえで、自らが率先して社会参加をできるよう高齢者の行動変容を促すにあたり、実際にアプローチする方法やどのように働きかけるか等について、委員より意見を伺ったところ、他区の例で、地域の担い手養成研修修了者に対し、アプローチを行い「おとな食堂」を始めた事例があることや、アドバンスケアプランニングに関連付けて、自分がどういう風に過ごしていきたいか、どのような最期を迎えたいかを考えていくことで、それが、自主性や主体性に繋がっていければ良いのではないかと、地区社協や自治会を通じて、高齢者へ情報を発信できれば、それをきっかけに交流が生まれると思うので、そういったところに働きかけを行えたら良いのではないかと。等の

	<p>意見をいただきました。</p> <p>これらの意見を参考に、引き続き、自治会や民生委員との情報共有や包括・民協・地区社協等の関係機関との連携を通じて、地域の高齢者の活動を支援していきたいと考えております。</p>
江口委員	<p>さいたま市地域包括支援センター運営方針（令和3年4月策定）によれば、個別業務の一つとして権利擁護事業が挙げられているが、各地域包括支援センターの事業実績について、権利擁護について言及がないものが散見される（資料16ページ・西区三恵苑、同22ページ北区は言及箇所が分からなかった。同61ページ・岩槻区は報告があったとされるが内容は記載がない。）。</p> <p>報告書にまとめられていないだけで権利擁護に関する報告があったものと思われるが、報告書のとりまとめ方等に今後の検証が必要ではないか。浦和区、緑区は項目ごとに報告がまとまっており分かりやすかった。</p>
いきいき長寿推進課	<p>地域包括支援センターの活動実績については、各区連絡会で報告しており、そのなかでも運営協議会へ報告する必要がある事項について、特に報告書において記載をしているところです。</p> <p>この報告書については、各区の記載内容にばらつきがあったことから、平成30年度に見直したところですが、委員のご指摘も踏まえ、今後、見直しを進めてまいります。</p>
大麻委員	<p>各地域包括支援センターの実情がよく見えました。資料52～53ページの5 高齢者生活支援体制整備事業についての、中部圏域での移動販売の導入のような各所での支援で協力実施できた事例が他の地域でも進むと良い。</p>
大熊委員	<p>33ページの8行目「消毒剤の費用が包括持ち出しになっている」とあります。財政的か物理的な支援が必要と考えます。</p> <p>38ページの下段の中央区以外にも記載がありますが、通いの場・サロン等の会場がコロナで使用できず、活動を休止している件は、目に見える形で行政のアクションが必要だと感じます。高齢者施設を感染対策して使用してもらうよう働きかけることは困難だと思いますので、民間企業や商店、小さいスペースで3人程度なら距離を取れる会場等にアプローチする取り組みです。また民間企業でも来客が減って困っており、お互いにより影響があるかもしれません。なお大規模商業施設やショッピングモール、自動車販売店も可能性がありそうです。</p>
いきいき長寿推進課	<p>地域包括支援センターの事務費を含めました委託料については、地域包括支援センターから提出された見積書や、本市の財政状況等を総合的に勘案して設定しているところです。今後も事業運営に必要な委託料が</p>

	確保できるよう努めてまいります。
長田委員	<p>このコロナウイルス禍の中、各地域包括支援センターは、何とか連絡会を開催して各委員様が連携できるように努力されていると思いました。</p> <p>52ページの「福祉丸ごとセンター」について現在どの程度機能しているのか、相談実績はどの程度なのか、本来の設置した目的・趣旨についてももう少し詳しくお示しいただければと思います。また、生活自立・仕事相談センターとの違いと相談のためのアウトリーチ実績などについてもご回答いただければと思います。</p>
いきいき長寿推進課	<p>福祉総務課が所管しております「福祉丸ごと相談センター」については、複合化した地域生活課題の解決に向けて、福祉の各分野を超えた包括的な支援の構築を目指しているもので、令和3年度はモデル事業として一部の区に開設しており、月に数十件の相談があると聞いております。</p> <p>令和4年度からは全ての区役所に設置予定で、生活自立・仕事相談センターと福祉丸ごと相談センターの役割を整理する予定であると聞いております。</p>
田中委員	<p>83ページから85ページの介護者サロンの状況について、コロナ禍で制限が強いられてしまうこともわかるが、ぜひとも介護者が孤立しないよう、参加しにくい状況の人を発見し、参加しやすい工夫や対応を引き続きお願いしたい。</p>
滝澤委員	<p>繰り返し発令される緊急事態宣言、蔓延防止等コロナ禍の中、各地域包括支援センターおよび圏域事業所の支援活動は大変だったと思います。集まったイベント、講話、対面・訪問でのコミュニケーション等はほとんどできない中、ICTを使っでの活動は、地域包括支援センターの活動に限らず、一般の事業活動でもテレワークに代表されるように当たり前の世界になっています。ウイズコロナ時代からアフターコロナの時代になってもこの流れは止まりません。</p> <p>各地区の連絡会の報告を拝見しても、勉強会や各地域支援会議のオンライン化を進めておられます。一方で、高齢者・介護者対象のイベント関連で使用するのは難しいとされる報告が大半でしたが、岩槻区の要旨説明（22ページ 4行目）資料（62ページ 中部圏域、南部圏域説明）にあるオンラインシステム（ZOOM）を使っでの介護者サロン開催は、大きな成果で、実現手段、問題点の解決方法も含め、是非、各地域包括支援センター・オレンジカフェ開催の手段として各圏域の展開をお願いします。ハードルは、非常に高いですがアフターコロナ時代の支援の在り方の一つです。宜しく申し上げます。</p>

森本委員	<p>介護者サロンやカフェは、コロナ禍においても工夫して開催している所、場所の確保が難しい、オンラインでは難しいと諦めている、などあるようですが、少しでも（回数・人数制限、オンラインなど）開催する方向にしてほしいと思います。</p> <p>公共スペースや介護事業所などは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けやすいですが、民間あるいは企業の提供するスペースではどうでしょうか。</p> <p>通常の間催場所とは違う場所を確保するなどして、使える場所があるならば、なんとか開催することが望ましいです。</p> <p>対面に関わらずオンラインであっても、人と話して交流することでリフレッシュできるはずです。</p>
いきいき長寿推進課	<p>コロナ禍における介護者サロン等の開催について、オンライン開催の取り組みが徐々に広がっておりますが、全圏域の実施には至っておりません。そのため、地域包括支援センター向けの事業説明会等で開催事例を紹介しているところです。</p> <p>また、開催場所につきましても、ご意見にあるとおり、民間事業者の御協力により、例えば店舗内の地域交流スペースや葬儀場の一室を会場としてサロンを開催するなどの取組みも実施しております。</p> <p>引き続き、コロナ禍における介護者サロン等の開催について、オンライン開催の展開等に努めてまいります。</p>
滝澤委員	<p>提案ですが、区地域包括支援センター連絡会の出席メンバー・委員に圏域を担当する3か所の消費生活センター（大宮、浦和、岩槻）の圏域担当センターの責任者を加えられませんかでしょうか。検討願います。</p>
いきいき長寿推進課	<p>消費生活センターと連携した取り組みを実施することで、高齢者の消費者被害防止に取り組んでまいります。</p>
齋島委員	<p>46ページの浦和区のセンター連絡会報告書の（3）権利擁護事業実績における、「中部圏域」（ジェイコー埼玉）の報告の中で、「成年後見制度の実件数が2件」とあります。</p> <p>ところで、80ページで掲載されている、ジェイコー埼玉のデータを見ると、成年後見制度の相談の延件数は165件と計上されています。</p> <p>実件数が2件で、延件数が165件であることは、誰でも内容が気になるところだと思います。</p> <p>このような特異なデータについては、今後は担当者においては、報告者にコメント（概要）を求め、内容において検討が必要な場合には、当会議で意見を出し合うことも良いと思います。</p>
いきいき長寿	<p>浦和区中部圏域の成年後見制度の実件数の2件は、一日に複数回、地</p>

推進課	<p>域包括支援センターに電話をかけて相談する事例があったことから延件数が165件となったものです。</p> <p>各圏域の実績については、区地域包括支援センター連絡会においても取り扱っているところではありますが、必要に応じて本協議会でも取り扱ってまいります。</p>
松尾委員	<p>要旨説明の20ページの緑区の要旨説明の中で「「通いの場」の確保は難しい為、…歩くのが難しい高齢者を送迎する方法を考える発達の転換をする必要がある」について、これはどこの区でも悩みどころかと思いますが、送迎してくれたら出かけられるという高齢者が多いため、各区、緑区のように発達の転換を検討していただけたらと思います。</p>
三次委員	<p>24ページ 下から4行目、25ページ 西部圏域ゆめの園の報告、33ページ 1行目、51ページ 15行目、63ページ 10行目の各区からの報告の中で、認知症対策について、認知症サポーター養成講座をはじめとして、周知、啓発活動の更なる充実・強化をしていただければと思います。</p>
いきいき長寿推進課	<p>認知症施策については、認知症サポーター養成講座等の従前の取組に加え、新たな取組として令和4年3月より認知症等により行方不明になる可能性のある方を対象に「見守りシール」を無料で配布する事業を開始するなど、引き続き認知症施策の充実に努めてまいります。</p>
石山会長	<p>今回の報告書の内容から、新型コロナウイルスの感染防止対策に留意にしながら屋外活動、リモートを活用した活動等、さまざま方策の工夫が行われたことがわかった。加えてその結果、地域における活動を止めてはならないことの重要性も示唆されていた。これらは地域包括支援センターの方々の日頃のご努力の賜物であり、感染症が落ち着くまでまだ厳しい状況は続くと思うが是非今後も継続していただきたい。</p>
議題(3) 令和4年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>「さいたま市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、地域包括支援センターが行うべき事業の実施に係る方針を示しています。</p> <p>運営方針は、法令の改正や社会情勢の変化等があった際には内容の改訂を行っております。</p> <p>令和3年度の運営方針は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応について追加したところでございます。</p> <p>令和4年度の運営方針につきましては、現時点では、運営方針の改正が必要となる法令の改正や社会情勢の変化等がないことから、令和3年</p>

	<p>度の運営方針を継続とさせていただきたく協議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、1月25日時点において、国から運営方針の改正が必要となる通知等は発出されておりませんが、本運営協議会終了後に、運営方針を緊急に修正する必要性が生じた際には、石山会長預かりとして改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告させていただきたく、この点につきましてもご協議くださいますようお願いいたします。</p>
大麻委員	<p>すべての事項について、支援実行できていけることを願っています。</p> <p>68ページの3について、特に年々増加する高齢者のニーズに対応するためにも、多くの専門知識を兼ね備えたスタッフの確保、育成は急務であり、必要と思われます。各専門職のチームアプローチ支援、関係機関路の協力のためにも、今以上の人数の確保ができますように。</p>
長田委員	<p>67～68ページの地域包括支援センターの目的は、「高齢者の介護、福祉、医療などに関する様々な相談を受け付け……地域の方に気軽に相談してもらえる“ワンストップサービスの拠点”となることを目指します。」とありますが、Ⅲ-4「利用者が相談しやすい相談体制の構築」が非常に大切になると思います。特に「ひきこもり」や「8050問題」「ヤングケアラー」問題など高齢者だけでなく家族の問題となっている例が多いです。このような問題も他の機関と連携して相談できるような体制作りが急務だと考えます。今後の計画目標などあればお示し願います。</p>
いきいき長寿推進課	<p>他機関との連携については、日常の活動を通じて、これまでも取り組んでいるところであり、また、本市としましても、地域包括支援センター向け事業説明会等で他機関から制度の紹介を行うなどしております。今後も他機関と連携した地域の高齢者の支援に取り組んでまいります。</p>
滝澤委員	<p>運営方針案は、介護保険法に基づき、方針設定をされていて、しかも新型コロナウイルスの感染症への対応も方針に組み込まれており、問題ありません。ただ一つだけ追加できるならお願いしたいところがあります。資料69ページ IV個別業務 2権利擁護のエで「消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察等と連携し、情報提供を行います。」とありますが、ここを「連携し、必要に応じて相互に情報提供を行います。」というように、「必要に応じて相互に」を加えることはできませんか。包括支援センターに入る消費生活相談関連は、解決部署として消費生活センターにまわることが多いのですが、消費生活センターに直接入る高齢者の消費生活相談案件は、地域包括支援センターのほうにどの程度フィードバックされているでしょうか。フィードバックは十分しているはずですが、個</p>

	<p>人情報を留意したうえで、高齢者の消費者被害の実情をタイムリーに情報として渡し、より積極的に支援センターないしは消費生活センターの方から出前講座等で被害例、被害防止対策を紹介し、被害防止を進めて頂きたい。</p>
いきいき長寿推進課	<p>高齢者の消費者被害防止の観点から、消費生活センター等との相互連携は重要であると考えておりますが、この運営方針は地域包括支援センターに関するものであり、消費生活センターの対応を記載するものではないため、案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、消費生活センターとの連携につきましては、地域包括支援センター向け事業説明会における事業説明や、地域包括支援センターでのパンフレット配架等、連携して取組みを行っており、引き続き、消費生活センターと連携し、高齢者の消費者被害防止に取り組んでまいります。また、本意見は消費生活センターへ情報提供させていただきます。</p>
2. 報告	
報告(1) 令和3年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 令和3年度上半期さいたま市地域包括支援センター介護者サロン実施一覧について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>さいたま市地域包括支援センターの運営状況について、地域包括支援センターが中心に実施している1～4の業務について、関係項目の数値をまとめたものです。なお、令和元年度上半期、令和2年度上半期の数値については、昨年度の運営協議会で配布した資料から引用しています。</p> <p>1 総合相談支援業務について、1つ目の総合相談の受け付けは、昨年度同様、増加しております。その他の項目について、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しておりましたが、感染症対策の実施や、オンラインによる事業実施等が増えたことにより、増加しております。</p> <p>2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について、全体として横ばいになっており、関係機関との連携等、総合的なケアマネジメント支援について問題なく行われているものと考えます。</p> <p>3 権利擁護業務について、全体として増加傾向になっており、特に、消費者被害の防止について、実績が増加しています。</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント業務について、要支援者に対する介護予防支援及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントの件数が増加しています。居宅介護支援事業所への委託率については、上半期では大きな増減はありませんでした。</p> <p>その他について、資料78ページ～81ページについては、地域包括支援センターごとの数値内訳となっており、全ての地域包括支援センタ</p>

	<p>一の各項目の小計の一部を特出ししたものが、今まで説明した資料となっています。</p> <p>介護者サロンは、介護をしている人が、悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる場のものや、認知症の人本人や、その家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものです。</p> <p>昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて開催場所が減少していましたが、感染症対策を実施したうえでの開催や、Zoomでの開催により、増加しております。</p> <p>参加者の主な声は、例年通り、多くの好評をいただいておりますが、特に、コロナ禍で久しぶりに交流できて良かったという声が多くあり、本市としましても、引き続き、開催に向けた工夫点などを周知していきます。</p>
江口委員	<p>資料75ページ、78～81ページ・権利擁護事業について、コロナ禍において対面型の市域活動、介護者サロン等が低調にある中、権利擁護事業の相談件数はコロナ禍でも純増を続けている。ただ、包括ごとの活動実績をみると、高齢者虐待、成年後見制度の相談件数が3年間ほぼゼロという包括もあり、包括に対する意識改革も必要であるように思われる。この点、さいたま市として、権利擁護事業の事業が低調な包括に対してどのような指導・助言を予定しているか。なお、高齢者虐待については、虐待対応を所管する高齢福祉課と協調した啓発が必要と思われるが、その点に関する取組みもご教示いただきたい。</p>
いきいき長寿推進課	<p>権利擁護に関しては、高齢福祉課がさいたま市社会福祉協議会に委託している「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター業務」において、地域包括支援センター職員等を対象とした、高齢者等の権利擁護に係る知識及び技能の向上を目的とした研修を開催しております。</p> <p>高齢者等の権利擁護に係る知識及び技能向上の機会としていただけるように、地域包括支援センターにこうした研修への参加を呼びかけて参ります。</p>
滝澤委員	<p>資料76ページの消費者被害の防止についてです。この表で記載の消費者被害の件数は、直接地域包括支援センターに入った消費者被害の実数だと思います。しかも、地域包括センターの位置づけ上、高齢者の方々が中心の被害案件であるはずですが、内容もかなり悪質な案件が多く、被害額も多額にのぼるはずですが、消費生活センターに直接入ってくる高齢者の消費者被害も76ページに挙げられている件数の比ではありません。さいたま市の場合の消費生活センターは、大宮の消費生活総合セン</p>

	<p>ター、浦和消費生活センター、岩槻消費生活センターの3か所に相談窓口があります。既に行っていると思いますが、基幹である大宮消費生活総合センターと地域包括支援センターが定期的（月単位で）に高齢者の消費被害の実情の情報交換を行い、議題3の意見で述べたような対応を、支援の仕組みに入れて頂き、是非、被害に遭わない対応を積極的に行ってください。</p>
いきいき長寿推進課	<p>引き続き、消費生活センターと連携し、高齢者の消費者被害防止に取り組んでまいります。なお、本意見は消費生活センターへ情報提供させていただきます。</p>
三次委員	<p>介護者サロン実施については、参加者の声を聴くと、改めて開催の意義、必要性が求められていると感じ、コロナ禍において、各センターの努力を認めたいと思います。</p>
報告(2) 令和3年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
いきいき長寿推進課 説明	<p>本市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みについて、評価の目的等は、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所にかたよらないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっています。</p> <p>対象サービスの種類は、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査におきましては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出しています。</p> <p>評価方法は、毎年度1回対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類（「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」）のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしています。</p> <p>判定基準につきましては、資料の88ページになりますが、運営協議会で協議をしていただき占有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としています。</p> <p>判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を区役所高齢介護課へ提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告するものとしています。</p> <p>令和3年度の調査結果について、今回の調査結果につきましては、資料の89ページと90ページになりますが、対象月を令和3年6月分の</p>

	<p>サービス提供分としました。</p> <p>資料の 89 ページが介護予防訪問介護分、90 ページが介護予防通所介護分となっています。</p> <p>占有率につきましては各ページの一番右側に記載がありますが、今回の調査では、両方の対象サービスにおきまして、判定基準 50% を超えた地域包括支援センターはなく、公正・中立性が確保されているという結果になりました。</p>
石山会長	条例に則った運営が行われている点について評価できます。
報告(3) その他報告事項について	
いきいき長寿 推進課 説明	<p>地域包括支援センターの職員配置について、令和 3 年 12 月末時点で、地域包括支援センターに配置すべき職員が不足しているセンターが 8 か所あります。令和 4 年 1 月に職員が不足している 8 センターに状況を確認したところ、ハローワークや民間の求人広告、看護系大学への依頼など、様々な媒体を活用して求人を行っているが、採用に至らないとのことでした。以上のように、地域包括支援センターの人材確保について苦慮しており、引き続き、委員の皆様が所属する団体等へ相談等がありましたら、ご支援くださいますようお願いいたします。</p>
大麻委員	<p>地域包括支援センターの職員配置について、職員が不足、欠員している状況の現実が分かり、支援、相談に対して負担大であることと心配します。採用のためには実情にあう賃金増などを考えるべきでは。</p>
いきいき長寿 推進課	<p>地域包括支援センター職員の賃金については、本市からの委託料をもとに、各法人において設定されております。そして、地域包括支援センターの人件費を含めた委託料については、地域包括支援センターから提出された見積書や、本市の財政状況等を総合的に勘案して設定しているところです。今後も事業運営に必要な委託料が確保できるよう努めてまいります。</p>
鮎島委員	<p>欠員のあるセンターは、3割近くに及んでいる。</p> <p>1 職種(保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士)としては、何が欠員となっているのか。仮に、社会福祉士に欠員がある場合は、埼玉県社会福祉士会という職能団体にも求人をしているのかが気になるところです。</p> <p>ちなみに各自治体からは、多くの分野で「社会福祉士」の求人依頼が出されています。</p> <p>2 欠員の理由は何か。仮に、「退職者補充ができていない」ことが理由とすると、「退職率が高い」のかどうかもポイントとなります。何れにしても欠員問題は、現職員の離職防止対策も重要な柱となると思います。</p>

いきいき長寿 推進課	<p>欠員の状況について、6センターは3職種各1名配置できており、1センターは保健師が欠員となっております。そのため、社会福祉士が欠員となっているセンターはございませんが、地域包括支援センターの適切な職員配置の観点から、職能団体での求人について、各地域包括支援センターへ情報提供させていただきます。</p> <p>また、欠員の理由について、職員の採用に苦慮していることは認識しておりますが、退職率が高い、職員の定着に苦慮しているといった状況は把握しておりません。いずれにしましても、適切な職員配置がなされるよう、状況の把握や情報提供等に取り組んでまいりますので、各職能団体のみなさまにもご協力をいただければと思います。</p>
松尾委員	<p>職員の採用に苦慮されていることを承知の上でのお願いです。住み慣れた地域で暮らせるよう、介護予防事業強化が必須と思われることから、包括の職員にリハ職の採用というのも検討していただけたらと思います。</p>
いきいき長寿 推進課	<p>地域包括支援センターの配置職種については、介護保険法令等で規定されておりますが、現時点でリハ職を配置することは考えておりません。リハ職との連携につきましては、地域包括支援センターが開催する介護予防のための地域支援個別会議において、作業療法士及び理学療法士に参画をいただいているとともに、地域リハビリテーション活動支援事業において、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士の派遣を行うなど取り組んでいるところです。今後も、リハ職と連携して事業を推進してまいります。</p>
森本委員	<p>様々な業界で人手不足が言われているなかで、地域包括支援センターでも職員確保が難しい状況であることは理解できます。地域包括支援センターは高齢者が安心して暮らすための重要なセクターですので、その業務に支障が出ないよう、引き続き人員が満たされるよう努力していただきたいと思います。</p>